

令和2年度山形県獣医師職員養成修学資金貸与事業募集要項（再募集） （大学生対象）

山形県農林水産部畜産振興課

1 目 的

大学卒業後、山形県の獣医師職員（家畜保健衛生所の獣医師）として従事しようとする大学生を対象に「山形県獣医師職員養成修学資金」を貸与し、将来の山形県の獣医師職員を養成することを目的とします。

2 修学資金貸与者の募集

（1）対象者

- 大学の獣医学を専攻する課程に在学する1年生～6年生
- 大学卒業後すみやかに、山形県の家畜保健衛生所の獣医師職員（以下「山形県家畜防疫員」という。）に従事する意思を有していること

（2）募集人員

1名

（3）修学資金の貸与額

- 国公立大学に在籍している場合 月額 100,000円以内
- 私立大学に在籍している場合 月額 180,000円以内

（4）貸与期間

本人からの貸与中止申し出がない限り、修学資金の貸与が決定した年度の4月分から大学を卒業する年度の3月分まで。ただし、正規の修業年限に限る。

（5）募集期間

令和2年10月1日（木）～令和2年11月16日（月）（必着）

（6）応募手続

募集期間内に、次の書類を「山形県農林水産部 畜産振興課 衛生担当」あてに、郵送又は持参により提出してください。

【提出書類】

- ① 山形県獣医師職員養成修学資金貸与候補者応募書（別記様式第1号）
- ② 履歴書（写真を必ず添付：別記様式第2号）
- ③ 志望動機（400字以内で記載してください：別記様式第3号）
- ④ 学長又は学部長からの推薦書（別記様式第4号）
- ⑤ 申請者の父若しくは母又は両者に代わって家計を支えている者の収入を証明する書類（市町村長が発行する前年度分の所得証明書又は源泉徴収票の写し）
- ⑥ 健康診断書
- ⑦ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明）
- ⑧ 大学の獣医学を専攻する課程に在学していることを証する書類（在学証明書等）
- ⑨ 大学における学業成績を証明する書類

【郵送先】

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県農林水産部畜産振興課 衛生担当

【注意事項】

- 郵送の場合は、すべての書類を1つの封筒に入れ、封筒前面に「獣医師職員養成修学資金関係書類」と明記してください。
- 持参する場合は、山形県庁9階の畜産振興課に持参してください。受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです（土日及び休日を除きます）。
- 提出された書類は返却いたしません。
- 書類到着後、必要に応じて応募者に電話で直接聴き取りを行う場合があります。

3 修学資金貸与者の選考

修学資金の貸与者の選考は、書類審査及び面接試験により行います。面接試験の日程と場所については、応募者に直接連絡します。貸与者の決定通知は、令和2年12月下旬を予定しております。また、選考結果については、申請者全員に通知します。

4 修学資金貸与の制度

山形県獣医師職員養成修学資金貸与事業は、農林水産省が実施している「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を活用しており、「獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程」に基づいて実施します。

5 修学資金貸与決定後の手続き

- (1) 貸与決定後、公益社団法人山形県獣医師会（以下「獣医師会」という。）と修学資金貸与に係る契約を締結していただきます。
- (2) 契約時に連帯保証人（連帯して債務を負担する者）2名が必要です。うち1名は、原則として父母、親権者又は後見人とし、もう1名は申請者と家計を別にする方（申請者とは異なる収入源により生活を営んでいる方）として下さい。同一世帯から2名を連帯保証人にすることはできません。
- (3) 契約締結後、獣医師会から修学資金の貸与が開始されます。
- (4) 詳細な手続きの内容については、貸与の決定通知時にお知らせします。

6 修学資金の返還と免除について

(1) 返還が免除される要件

下記①、②を満たしたうえで、③又は④に該当したとき。

- ① 大学卒業後直ちに獣医師免許を取得すること。
- ② 山形県獣医師職員採用試験に合格し、山形県家畜防疫員になること。
- ③ 山形県家畜防疫員として従事した期間が、修学資金貸与期間に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間（最大10年間）以上となったとき。
 - イ 修学資金の貸与月額が12万円以下の貸与期間は、係数を2分の3とする。
 - ロ 修学資金の貸与月額が12万円を超える貸与期間は、係数を3分の5とする。

- ④ 死亡、事故又は心身の障害により、山形県家畜防疫員として業務に従事することができなくなったとき。

(2) 返還が必要な場合

① 貸与者の責に帰する理由で貸与契約が解除された場合

- ・ 大学を退学したとき。
- ・ 修学資金の貸与を辞退したとき。
- ・ 学業成績が著しく不良となったとき。

② (1) の要件を満たさなくなった場合

- ・ 大学卒業後2年以内に獣医師免許が取得できなかったとき。
- ・ 獣医師免許取得後、直ちに山形県家畜防疫員とならなかったとき。
- ・ 山形県家畜防疫員として、修学資金の貸与を受けた期間に以下に掲げる当該各号に定める係数を掛けた期間（最大10年間）以上勤務しなかったとき。
 - イ 修学資金の貸与月額が12万円以下の貸与期間は、係数を2分の3とする。
 - ロ 修学資金の貸与月額が12万円を超える貸与期間は、係数を3分の5とする。
- ・ 懲戒免職処分を受けたとき。

7 注意事項

- (1) 山形県職員となるには、別途実施される「山形県職員採用選考試験」を受験し、「合格」することが必要となります。修学資金の貸与決定は、山形県職員採用を決定するものではありません。
- (2) 山形県獣医師職員養成修学資金貸与事業と同等の趣旨で実施している都道府県、市町村、団体等の修学資金貸与制度の契約をしている方は応募できません。

8 問合せ先

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県農林水産部畜産振興課 課長補佐（衛生担当） 高橋 斉史

電話 023-630-3350（直通）

FAX 023-630-3257

Eメール takahashihi@pref.yamagata.jp